

日立技術士会倫理綱領

2019. 4. 8 理事会制定

私たち日立技術士会会員は、技術者としての誇りとモラルを持ち、技術士法に定められた技術士責務と技術者倫理を遵守することはもちろんのこと、日立技術士会綱領に基づき以下を遵守します。

1. 公衆利益の優先

公衆の安全、健康および福祉を最優先に行動します。

2. 持続可能性の確保

社会の持続可能性を最大限に高めるよう、資源の有効活用と地球環境の保全に努めます。

3. 有能性の重視

- a. 自分の有能な領域において、優れた機能・性能と高い信頼性を確保するよう努めます。
- b. 問題の解決が困難と考えられる場合には、社内外の関係者、知見を有する第三者・専門家などに意見を求めてその有能性を十分に尊重し、共同で問題の解決に当たるよう努めます。

4. 真実性の確保

客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて、報告・説明するよう努めます。

5. 正直かつ誠実な行動

- a. 常に責任を持って、正直、誠実かつ公平に判断し実行します。
- b. 欺瞞的な行為・不当な報酬の授受など、信用を失う行為をせず、技術者の品位の保持に努めます。

6. 秘密の保持

秘密保持の義務を遵守します。しかし、それらの情報のなかに、公衆・社会および環境に重大な影響を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合は、適時適切に情報を開示するよう努めます。

7. 知的成果及び人権の尊重

自らの知的成果と同等に他者の知的成果を尊重します。また、人権に関する国際規範を尊重し、人権を妨害もしくは阻害するような行動に関与しないよう配慮します。

8. 技術者としての行動

- a. それぞれの国や地域に適用される関連法令などに従い、公明正大な行動に努めます。また、国際行動規範と対立する国・地域においては、国際行動規範を最大限尊重します。
- b. 公衆・社会の文化、宗教、ジェンダー、慣習、制度および価値観の多様性を尊重します。

9. 継続研鑽

自己研鑽に努め将来にわたり技術で世界をリードします。また、後進を育成して技術の継承に努めます。

10. 志向倫理の追究

よりよい生き方をめざし、公衆の幸せと技術者個人の幸せを最大にすることに努めます。